

ID: 1009

担当部署: 経済部 産業振興課

<b>処分の概要</b>	交付決定の取消		
<b>例規名 根拠条項</b>	名寄市中小企業振興条例施行規則 第10条		
<b>例規番号</b>	平成18年規則第159号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (交付決定の取消)  第10条 市長は、補助事業者が補助金の交付条件に違反したとき、その他補助を行うことが不相当と認めるときは、当該補助の決定を取消することができる。  2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、中小企業振興補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年7月29日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日